大田障害者連絡会　新春学習交流会

障害がゆえの差別を問う

障害者差別解消法地域理解キャンペーン

報告書

2016 年 1 月 25 日開催

実施概要

　2016 年 4 月に障害者差別解消法が施行されます。それを見据えると障害差別は、より一層のこと障害者だけの問題ではなく、障害のある人もない人もともに考える必要があります。そのため、大田障害者連絡会は、地域に根差した理解を深めるために、障害者差別解消法についての地域啓発として“障害者差別解消法地域理解キャンペーンを行っている。今回は、その一環として開催した。

○**日時：**2016 年 1 月 25 日（火）19：00～21：00
○**会場：**大田区消費者生活センター　第 5 集会室
○**全体進行：**山田 悠平（大田障害者連絡会代表）
○**講師：**佐々木 信夫 さん
　　横浜弁護士会-高齢者障害者委員会委員
　　日弁連-高齢者障害者権利支援センター　精神保健福祉チーム幹事
○**広報：**
・チラシ：郵送、対面配布
・SNS 活用：Facebook、twitter 等 公式アカウントから発信
・ML 活用： NPO 法人おおた市民活動推進機構など
○**運営：**
主催：大田障害者連絡会
○**情報保障：**
手話通訳・磁気ループを設置した。
○**参加実績：**30 人　※障害当事者、支援者、区内在住者、区議会議員 2 名含む。

内容（当日資料一部別添）

・障害者差別解消法の概略・成立過程など、差別解消法地域支援協議会の役割及び差別事例の検討を行った。

アンケート・定例会振り返りコメント

・今日の講習会をきっかけに少しずつ理解できたらと、考えています。（障害当事者）
・勉強しようと思った人には少し難しかったかもしれない。（支援者）
・佐々木先生のお話がユックリなので理解しやすかったです。（障害当事者）
・差別事例の紹介がよかった。（支援者）

成果

障害者差別解消法は、差別案件が起きたときの罰則規定を設けていないことや救済機関を定めていないなど施行前の段階で課題が多いものの、障害者の暮らしを守るための活用の可能性があることを共有できた。
自治体裁量で創設できる差別解消法地域支援協議会についても学ぶことが出来た。今後大田区に設立を求める際の参考になった。

今後の方針

大田障害者連絡会は、引き続き障害者差別解消法の方の目的が達成される地域づくりのために、障害者差別解消法地域理解キャンペーンを展開していく。

※障害者差別解消法地域理解キャンペーンとは

障害者差別解消法は、字面通り障害に関する差別を解消するための法律である。
障害差別は、より一層のこと障害者だけの問題ではなく、障害のある人もない人もともに考える必要がある。
大田障害者連絡会は、地域に根差した理解を深めるために、障害者差別解消法についての地域啓発を展開している。

実施
・新春学習会　2015 年
・障害者差別解消法施行に向けて大田区への要望書提出
・大田区対応要領へのパブリックコメント共有場面創設（フェイスブック）
・大田区対応要領へのパブリックコメント提出
・新春学習会～障害がゆえの差別を問う～2016 年

予定
・議員懇談（障害者差別解消地域支援協議会 設立に向けて）

講師の佐々木信夫先生

会場風景

当日資料（抜粋）

差別解消法の法的な活用方法

- 行政機関等に対し、
  障害者の不当な差別的取り扱いを禁じ
  合理的配慮義務を課す（第7条）　－法的義務
- 行政訴訟上の義務付け訴訟や国家賠償請求の訴えがなされていくだろう

- 事業者に対して、
  不当な差別的取り扱いを禁じている（第8条）　－努力義務
- 損害賠償訴訟や契約の公序良俗に関する訴訟等で争うことになるだろう

差別解消法地域支援協議会　何をするのか

- 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- 関係機関等が対応した相談事例の共有
- 障害者差別に関する相談体制の整備
- 障害者差別の解消に資する取り組みの共有・分析
- 構成機関等における斡旋・調整等による紛争解決の後押し
- 障害者差別解消法の解消に資する取り組みの周知・発信
- 障害特性理解のための研修・啓発

報告書発行

2016 年 2 月 18 日
大田障害者連絡会　（代表　山田悠平）
東京都大田区西蒲田１－１９－１９－１０２　とちの実作業所内
Mail：　daishouren1995@gmail.com　　電話　03-5700-4533（黒田）